

個別規程 IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセット

令和7年7月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(種類)

IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	内容
マネージメント	サービスアダプタ(IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットに利用される SEIL をいいます。以下同じとします。)のコントロールを可能とするインタフェイス用のサービスアダプタを提供するサービス
サービスアダプタ	サービスアダプタを提供及び／又は管理するサービス

第2条(品目)

種類サービスアダプタとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
インターネットゲートウェイルータ	プライベートネットワークからインターネットを利用するための基本的な機能を備えたルータを提供するもの
リモートアクセスルータ	インターネットゲートウェイルータの機能に加えて、リモートアクセス VPN のサーバ機能を備えたルータを提供するもの
PPPoE 終端ルータ	グローバルアドレス空間を契約者の機器が利用可能な PPPoE 接続サービスを終端するルータを提供するもの

第3条(機器種別)

種類サービスアダプタとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットには、次の機器種別(以下この個別規程において「機器種別」といいます。)があります。

機器種別	内容
------	----

SEIL/X4	当社が貸与するサービスアダプタを対象とするものであって、機器種別をSEIL/X4 とするもの
SA-W2L	当社が貸与するサービスアダプタを対象とするものであって、機器種別をSA-W2L とするもの
SEIL CA10	当社が貸与するサービスアダプタを対象とするものであって、機器種別をSEIL CA10 とするもの

第 4 条(契約の単位)

当社は、一のマネージメント又は一のサービスアダプタ毎に、一の IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセット契約」といいます。)を締結します。

第 5 条(最低利用期間)

IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセット契約における最低利用期間は次のとおりとし、その起算日は、課金開始日とします。

- (1) 種類をマネージメントとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセット契約にあつては、1 ヶ月
- (2) 種類をサービスアダプタとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセット契約にあつては、1 年間

第 6 条(利用資格)

契約者は、IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットを利用するにあたり、それぞれ一以上の次の契約が必要です。

- (1) 種類をサービスアダプタとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセット契約
- (2) ウルトラセンドバックオプションの利用に係る IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセット契約
- (3) 当社が指定する当社サービス(以下「指定サービス」といいます。)に係る契約

2 前項にかかわらず、前項第 2 号に定める IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセット契約の契約者は、当該契約において利用するマネージメントを利用している他の契約者を指定し、かつ、当該他の契約者の同意を得た上で、前項第 1 号に定める IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセット契約なしに、IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットを利用することができます。

3 種類をマネージメントとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセット契約の契約者は、前項に定める他の契約者又はサービスアダプタを利用する者（以下「サービスアダプタ利用者」といいます。）を指定し、かつ、当該サービスアダプタ利用者の同意を得た上で、当社に対し申し出を行い当社が承諾した場合には、マネージメントに係る料金の請求書の送付先を変更することができます。

4 前項に定める種類をマネージメントとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセット契約の契約者は、請求書の送付先として指定されたサービスアダプタ利用者が当社に対し請求金額を支払わない場合には、当該金額の支払いを負担するものとします。

5 モバイルアクセスオプションを利用するためには、種類をサービスアダプタ、機器種別を SA-W2L とする種類を IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットの契約者である必要があります。

6 パケットシェアグループオプションを利用するには、利用種別をパケットシェアプランとするモバイルアクセスオプションを利用している必要があります。

7 利用種別をパケットシェアプランとするモバイルアクセスオプションを利用するには、パケットシェアグループオプションを利用している必要があります。

第 7 条(利用条件)

契約者は IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットで使用する電気通信回線として、当社が指定するものを別途契約する等、当社が指定する通信環境の用意
- (2) サービスアダプタを設置する場所、電源、サービスアダプタに接続するケーブルの用意
- (3) サービスアダプタについて、結線その他の物理的な設置作業
- (4) サービスアダプタのシリアルナンバーについて、当社の定める方法による当社に対する通知
- (5) 前 4 号の他当社が個別に指定するもの

2 前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第 8 条(契約内容の変更)

契約者は、品目の変更を請求することができるものとします。

第9条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットには、次のオプションサービスがあります。

(1) ウルトラセンドバックオプション

サービスアダプタが故障した際に、当社が当該サービスアダプタの設置場所(契約者が予め指定した場所とします。)に赴いて代替機に交換する機能を提供するもの

(2) モバイルアクセスオプション

当社開発の SIM カードを用いて、ドコモが提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するため機能を提供するもの。モバイルアクセスオプションには、次の利用種別とネットワークタイプがあります。

(i) 利用種別: 通常、バックアップ用、10GB プラン、30GB プラン、50GB プラン及びパケットシェアプランの利用種別があり、利用者は当該利用種別の変更を請求することができます。ただし、暦月末日に変更の申し込みを行うことはできません。また、10GB プラン、30GB プラン、50GB プラン及びパケットシェアプランは、暦月単位でのみ変更を行うことができるものとします。

(ii) ネットワークタイプ: 動的 IP アドレス及び固定 IP アドレスのネットワークタイプがあり、利用者は当該ネットワークタイプの変更を請求することができます。

(3) パケットシェアグループオプション

利用種別をパケットシェアプランとするモバイルアクセスオプションにおいて、当該オプションの利用者が、暦月単位の利用データ通信量(以下「パケットパック」といいます。)を指定するためのもの。パケットパックの数は 50GB からとし、1GB を最小単位とします。パケットシェアグループオプションの利用者は、パケットパックの数の変更を請求することができます。ただし、暦月単位でのみ変更を行うことができるものとします。

(4) 現地設置オプション

サービスアダプタ等を当社が契約者の指定する場所に設置するオプションであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

3 現地設置オプションを除くオプションサービスの利用における最低利用期間は1ヶ月とし、その起算日は、各オプションサービスの課金開始日とします。現地設置オプションの利用における最低利用期間はありません。

4 モバイルアクセスオプションは、ドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合若しくはその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があります。また、モバイルアクセ

スオプションの品質及び利用の公平性の確保を目的として、当社は、当該モバイルアクセスオプションの利用に係るIIJマルチプロダクトコントローラサービス プリセットの契約者に事前に通知することなく通信量、通信速度等を制限する場合があります、当該 IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットの契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

5 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

6 利用種別を 10GB プラン、30GB プラン、50GB プラン及びパケットシェアプランとするモバイルアクセスオプション並びにパケットシェアグループオプションの利用停止日が暦月の末日以外の日である場合、当該オプションの利用料の算定において日割計算式は適用されないものとします。

7 利用種別をパケットシェアプランとするモバイルアクセスオプションの利用が停止された場合、当該オプションに対応するパケットシェアグループオプションは同日で利用が停止されるものとします。

8 パケットシェアグループオプションの利用が停止された場合、当該オプションに対応する利用種別をパケットシェアプランとするモバイルアクセスオプションは同日で利用が停止されるものとします。

第 10 条(機器の管理)

契約者は、サービスアダプタにつき、次の事項を遵守するものとします。

- (1)当社の承諾がある場合を除き、サービスアダプタの分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他サービスアダプタとしての通常の用途以外の使用をしないこと
- (2)当社の承諾がある場合を除き、サービスアダプタについて、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3)日本国外でサービスアダプタを使用しないこと
- (4)サービスアダプタを善良な管理者の注意をもって管理すること

2 前項の規定に違反してサービスアダプタを亡失し又は毀損したときは、当該サービスアダプタの回復又は修理に要する費用は、契約者が負担するものとします。

3 IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセット契約が事由の如何を問わず終了した場合には、契約者は、当該契約の終了日から 30 日以内にサービスアダプタを当社に返還するものとします。

第 11 条(故障が生じた場合の措置等)

契約者は、サービスアダプタに故障が生じたときは、当社の定める方法により可及的速やかにその旨を当社に通知するものとします。

2 当社は、前項の通知受領後、当社の定める手段により、代替のサービスアダプタの送付を行うものとします。

3 サービスアダプタの故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、別紙 1 の 3.(2)に定める金額を支払うものとします。

第 12 条(亡失品に関する措置)

契約者は、サービスアダプタを亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替機の送付を行います。

2 当社は、亡失品(第 10 条(機器の管理)第 3 項に定める返還がなかった場合のサービスアダプタを含みます。)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

(1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。

(2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

(3) 亡失品についても、契約者は、第 10 条(機器の管理)第 1 項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第 13 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 ウルトラセンドバックオプションの利用に係る契約が解除された場合には、当該解除されるウルトラセンドバックに対応する IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセット契約は同日に解除されるものとします。

3 当社は、亡失品(第 10 条(機器の管理)第 3 項に定める返還がなかった場合のサービスアダプタを含みます。)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が

発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとし、

第 14 条(料金)

契約者が、IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとし、

第 15 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。))には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとし、

2 オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、契約者は別紙 2 に定める金額を支払うものとし、

第 16 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットの料金の減額を行うものとし、ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとし、

第 17 条(サービスの品質保証又は保証の限定)

IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットを用いて行うサービスアダプタの設定その他のネットワークに関する設定は、IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットの内容には含まれず、契約者自身の責任において行うものとし、

2 IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットは以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 種類をマネージメントとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットが常時可用であること

(2) サービスアダプタ(代替機を含みます。)に故障が発生しないこと

第 18 条(通信環境保全)

当社は、契約者の通信環境保全を目的として、契約者の通信量を計測するものとします。また、計測の結果、帯域が逼迫している等通信環境が劣化する可能性があるとして当社が認めた場合には、当社から契約者に対し、他の機器種別の切り替え等の提案を行う場合があります。契約者はあらかじめこれらに同意するものとします。

附則

令和 6 年 5 月 1 日施行

この契約約款は、令和 6 年 5 月 1 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

令和 6 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 9 月 1 日から実施します。

令和 6 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 12 月 1 日から実施します。

令和 7 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットにおける料金等 [第 14 条関係]

1 初期費用

(1) マネージメント

当社が別途契約者に示す金額

(2) サービスアダプタ

品目	機器種別	料金
インターネットゲートウェイルータ	SEIL/X4	当社が別途契約者に示す金額
	SA-W2L	当社が別途契約者に示す金額
	SEIL CA10	当社が別途契約者に示す金額
リモートアクセスルータ	SEIL/X4	当社が別途契約者に示す金額
	SA-W2L	当社が別途契約者に示す金額
	SEIL CA10	当社が別途契約者に示す金額
PPPoE 終端ルータ	SEIL/X4	当社が別途契約者に示す金額
	SA-W2L	当社が別途契約者に示す金額
	SEIL CA10	当社が別途契約者に示す金額

(5) オプションサービス

オプションサービス名称	料金	
ウルトラセンドバックオプション	当社が別途契約者に示す金額	
モバイルアクセスオプション	動的 IP アドレス	当社が別途契約者に示す金額
	固定 IP アドレス	当社が別途契約者に示す金額
パケットシェアグループオプション	当社が別途契約者に示す金額	
現地設定オプション	当社が別途契約者に示す金額	

2 月額費用

(1) マネージメント

当社が別途契約者に示す金額

(2) サービスアダプタ

品目	機器種別	料金
インターネットゲートウェイルータ	SEIL/X4	当社が別途契約者に示す金額
	SA-W2L	当社が別途契約者に示す金額
	SEIL CA10	当社が別途契約者に示す金額
リモートアクセスルータ	SEIL/X4	当社が別途契約者に示す金額
	SA-W2L	当社が別途契約者に示す金額
	SEIL CA10	当社が別途契約者に示す金額
PPPoE 終端ルータ	SEIL/X4	当社が別途契約者に示す金額
	SA-W2L	当社が別途契約者に示す金額
	SEIL CA10	当社が別途契約者に示す金額

(3) オプションサービス

オプションサービス名称	料金	
ウルトラセンドバックオプション	当社が別途契約者に示す金額	
モバイルアクセスオプション	動的 IP アドレス	当社が別途契約者に示す金額
	固定 IP アドレス	当社が別途契約者に示す金額
パケットシェアグループオプション	当社が別途契約者に示す金額	
現地設置オプション	0 円	

3 一時費用

- (1) 第 8 条(契約内容の変更)第 1 項に定める品目変更にあつては、当社が別途契約者に示す金額
- (2) 第 9 条(オプションサービス)第 2 項第 2 号に定めるモバイルアクセスオプションにおけるネットワークタイプの変更にあつては、次の金額
 - (i) 動的 IP アドレスから固定 IP アドレスへの変更: 当社が別途契約者に示す金額
 - (ii) 固定 IP アドレスから動的アドレスへの変更: 0 円
- (3) 第 11 条(故障が生じた場合の措置等)第 3 項に基づくサービスアダプタの故障等にあつては、当社が別途契約者に示す金額
- (4) 第 12 条(亡失品に関する措置)第 2 項に基づく亡失負担金にあつては、当社が別途契約者に示す金額

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 15 条関係]

1 第 15 条第 1 項関係

IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットの属性及び機器種別に応じ、第 5 条（最低利用期間）の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額

2 第 15 条第 2 項関係

第 9 条（オプションサービス）第 3 項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額

別紙 3 料金の減額 [第 16 条関係]

種類をサービスアダプタとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービス プリセットの月額費用の 30 分の 1 を減額するものとする。